

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

□概要

原子力発電施設等立地地域の雇用増加を生む製造業(企業立地法の対象業種)に対して、企業立地後一定期間、各半期ごとに企業が支払った電気料金の支払実績等に基づいて、給付金の交付が受けられます。

□補助要件

1. 新增設に伴い電力契約の新規契約・増加契約をしていること。
2. 雇用人数(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること。
3. 工場等の新增設が、補助対象事業として町長が認めたものであること。
4. 投資額 新設500万円 増設250万円(特例加算分のみ)

□募集期間

上期(4月頃)、下期(10月頃)の年2回

□交付期間

新增設した半期の翌半期から**8年間**

(増設の場合は、契約電力及び電気料金が増加し、補助要件を満たしたものは、電気料金の増加分に対して、給付金の交付が受けられます。)

□交付額

契約電力分 + 特例加算分 = 算定交付額

・契約電力分

増加した契約電力に、支払電気料に応じて定めた単価を乗じて算定した金額。

算定契約電力(注1)×(算定単価(注2)－交付金単価(注3))×電気料支払月数

・特例加算分

増加した雇用人数×300,000円(半期)

・交付限度額

① 算定電気料金 = 算定契約電力×(算定単価×係数(注4)－交付金単価)×支払月数
(別表1の区分に応じた電力量(算定契約電力)を上限とします。)

② 支払電気料 = 半期における実電気料金×係数(注5)－(実契約電力×交付金単価×支払月数)

※ ①、②の額を比較し、最も低い額が交付額となります。

注1 交付額算定上の契約電力は、増加した雇用人数が3人以上20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。

注2 実電気料金÷(契約電力×月数)で求めた値を別表2に当てはめ、算定単価を求めます。

注3 交付金単価 407円(富来地域 305円)

注4 算定単価係数 2

注5 実電気料金係数 1

別表1

増加雇用人数	上限(算定契約電力)
3人以上20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

別表2

区 分	算定単価
～1,500円未満	600円
1,500円以上1,600円未満	640円
1,600円以上1,700円未満	680円
1,700円以上1,800円未満	720円
1,800円以上1,900円未満	760円
1,900円以上2,000円未満	800円
以降100円刻み	以降40円刻み

*平成27年度、制度の一部改正され、10月1日以後の工場等の新增設が対象となります。

<主な改正内容>

・対象業種を製造業または誘致支援対象業種に限定

・算定区分を(=契約電力1kw当たりの電力料金により算出)1,000円単価から100円単位に区分し、算定単価を40円刻みに細分化